

2025年12月25日

株式会社アイキャスト 放送視聴契約約款2改定のお知らせ

このたび、2026年1月7日をもって「[株式会社アイキャスト 放送視聴契約約款2【2022年7月1日以降にご契約のお客様対象】](#)」を以下のとおり改定いたします。
会員のみなさまには、ご一読のうえ、今後もご利用頂きますようお願い申し上げます。

改定する約款と新旧対照表

株式会社アイキャスト 放送視聴契約約款2（2026年1月7日改定版）

対象の条文	内容	
第1章 総則 (本約款の変更) 第2条	新	次の各号に該当する場合は、契約者へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本約款の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。本サービスに関する事項その他の重要事項等の契約者への全ての公表又は通知は、代行機関を通じて、電子メール(SMSを含む)又はホームページ上等に掲示することにより行われます。 (1)本約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき (2)本約款の変更が、視聴契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
	旧	次の各号に該当する場合は、契約者へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。 (1)本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき (2)本規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
第3章 サービスの提供 (当社が提供するサービス) 第11条7	新	当社が定める基本サービス及び見放題チャンネルサービス内のチャンネルの組み合わせは変更され、又はこれらに含まれているチャンネルが終了する場合があります。かかる場合、当社は、契約者に対し、第2条(本約款の変更)に基づき公表するものとします。また、当社及び当該チャンネルに係る放送法第2条に定める基幹放送局提供事業者は、当社以外が提供する当該チャンネルと同等の放送番組(放送法第2条に定める基幹放送局提供事業者の基幹放送を含みます。)の視聴が可能となるように設置するアンテナ又はケーブル等の代替手段(以下、「代替手段」といいます。)の提供義務は負わないものとし、また、これにより生じる契約者または第三者が代替手段を用意した際の代替手段に係る費用等を負担しません。

	旧 当社が定める基本サービス及び見放題チャンネルサービス内のチャンネルの組み合わせは変更され、又はこれらに含まれているチャンネルが終了する場合があります。かかる場合、当社及び当該チャンネルに係る放送法第2条に定める基幹放送局提供事業者は、当社以外が提供する当該チャンネルと同等の放送番組(放送法第2条に定める基幹放送局提供事業者の基幹放送を含みます。)の視聴が可能となるように設置するアンテナ又はケーブル等の代替手段(以下、「代替手段」といいます。)の提供義務は負わないものとし、また、これにより生じる契約者または第三者が代替手段を用意した際の代替手段に係る費用等を負担しません。
--	--